# 「Arcstar IP Voice (ワンナンバー) OABJプラン」に関する重要事項について

本説明事項は、モバイル オフィス番号セットに含まれる「Arcstar IP Voice(ワンナンバー)OABJプラン」のお申し込みにあたる重要説明事項です。内容を十分にご理解の上、お申し込みください。

### <サービス全般について>

- 本サービスは弊社が別に定める提供エリアに限り提供します。一部の地域でご利用いただけない場合があります。提供エリア外の場合、サービスのお申し込み後にキャンセルさせていただく場合があります。
- 本サービスのご利用には、お客さまにて設定変更画面から予め着信転送設定をしていただく必要があります。転送設定代行オプションをお申し込みの場合は、お客さまによる事前の着信転送設定は不要です。
- 設定変更画面にて着信転送設定を行う際は、転送条件を必ず「無条件転送」に指定してください。
- 本サービスで着信転送設定先として設定できる携帯電話番号は1つのみです。
- 着信転送の設定を変更する際は、お客さまにて設定変更画面から変更を行っていただきます。

#### <番号ポータビリティについて>

• 番号ポータビリティのお申込みにより、現在お使いのNTT東日本・西日本の固定電話番号(加入電話 /ISDN回線)のOAB~J番号を、同一設置場所で継続して本サービスでご利用いただけます。ただし、ひかり電話に新規加入して割り振られた番号帯を使用している場合は、番号ポータビリティできません。

## <犯罪収益移転防止法における確認について>

- サービスの新設お申し込みの際に、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)(以下、犯収法)に基づき、ご契約者や取引担当者等の身元や利用する拠点等の確認を行います。また、サービスのご利用開始時および定期で申込書記載のご利用場所住所宛に簡易書留(転送不要)送付によるご利用所在地の確認を行います。
- 弊社にて定期簡易書留の受領確認ができない場合、サービスを利用停止します。一定期間の利用停止後は 本サービスに係る契約を廃止します。
- 簡易書留送付日時や時期の指定は不可です。
- サービスの変更お申し込みにおいて「契約者(責任者含む)情報」に変更が生じる場合には、本人確認書 類等について弊社に改めてご提出いただく必要があります。

#### <犯収法に基づき必要となる主な書類>

確認事項		<b>エ</b> セﺤョテュィ <del>/</del> ->+	取引内容	
		確認方法	対面	非対面
①本人特定事項	個人のお客様	下記より1点又は複数点を提示又は提出 (※顔写真が無い場合には複数点を提示) ・運転免許証、運転経歴証明書 ・健康保険証、国民保険証 ・国民年金手帳 ・マイナンバーカード ・パスポート、住民票・戸籍謄本 ・身体障碍者手帳等 ・印鑑登録証明書 ・在留カード、特別永住者証明書 ・その他官公庁から発行された書類で、 顧客の氏名・住居の記載があるもの等 ・外国政府又は国際機関が発行した書類等	原本の提示	写しで提出
	法人のお客様	当社にて確認	_	_
②取引を行う目的	個人のお客様	お客様からの申告	_	_
	法人のお客様	お客様からの申告	_	_
③職業/事業内容の 申告	個人のお客様	お客様からの申告	_	_
	法人のお客様	当社にて確認	_	_
④実質的支配者の本 人特定事項の申告	個人のお客様	無し	1	1
	法人のお客様	お客様からの申告		
⑤取引担当者の本人 確認書類	個人のお客様	無し	1	1
	法人のお客様	下記より1点又は複数点を提示又は提出 (※顔写真が無い場合には複数点を提示) ・運転免許証、運転経歴証明書 ・健康保険証、国民保険証 ・国民年金手帳 ・マイナンバーカード ・パスボート、住民票・戸籍謄本 ・身体障碍者手帳等 ・印鑑登録証明書 ・在留カード、特別永住者証明書 ・その他官公庁から発行された書類で、 顧客の氏名・住居の記載があるもの等 ・外国政府又は国際機関が発行した書類等	原本の提示	写しで提出
⑥委任状	個人のお客様	無し	_	_
	法人のお客様	実際に取引を行っている担当者が権限移譲していること の確認、もしくは委任状を提示又は提出	原本の提示	写しで提出
②取引関係文書を書 留郵便等で送付	個人のお客様	本人確認書類に記載の住居に取引関係文書を書留郵便等 により転送不要郵便物等として送付	不要	必要
	法人のお客様	法人及び実際に取引を行っている取引担当者の本人確認 書類記載の所在地等に、取引関係文書を書留郵便等によ り転送不要郵便物等として送付	不要	必要